

釜石市学校規模適正化・適正配置推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 釜石市学校規模適正化・適正配置推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、計画の検討を行うため、釜石市学校規模適正化・適正配置推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校規模の適正化・適正配置に向けた具体的方策の検討に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項の検討に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱または任命する委員 20 人以内をもって構成する。

- (1) 学校関係者代表
- (2) 保護者代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命を受けた日から計画が策定される日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第 5 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。ただし、最初に招集される委員会は、教育長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、専門的知識や経験を有する者から検討の在り方等について助言を得ることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校規模適正化推進室において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別途定め

るものとする。

附 則

- 1 この告示は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、計画が策定された日をもって、その効力を失う。